



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	干潟の思想 という可能性 沖縄泡瀬干潟と「自然の権利」
Author(s)	小屋敷, 琢己
Citation	社会科論集2008 : 高嶋伸欣教授退職記念: 95-111
Issue Date	2008-10
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/8548
Rights	

〈干潟の思想〉という可能性

— 沖縄泡瀬干潟と「自然の権利」 —

小屋敷 琢己*

はじめに

琉球弧（奄美・沖縄・先島）には「浜下り^{はまお}」という年中行事がある。旧暦の3月3日に老若男女が折詰め弁当を持参して潮干狩りするので、別名「三月遊び^{さんがちあし}」などともいわれ、地域によっては女性だけで浜辺へ行くところもある。日本本土とは異なり、琉球弧に特有の節句の過ごし方だが、ここではその由来については詮索しない。もはやこうした習俗が残っているところも限られるようになってきたのだが、かつては普遍的に潮干狩りが日常の生活とは異なる祭りとしていとなまれていたことに、いまいちど想いをはせてみたい。

もちろん、遠浅のリーフ（干瀬）の内側にある穏やかな海域（イノー）で魚介類をとることは日常におこなわれてきたし、これによって一副業としてであれ一生計を成り立たせてきた人びとがいたのも確かだし、あるいは戦時中の証言などでは、これによって家族の命をкаろうじて繋ぎ止めた経験も語られている。そういう意味では、島人にとって、海は生命と直結した場所といえる。しかし、ここで考えてみたいのは、むしろ生存の必要性、生活にとっての必要・必然から求められる対象としての海や浜辺とは異なる次元のことである。

どのような次元の思考なのか、詳しく論じる前に、そのような考えに至る背景から説明していきたい。

1 沖縄市泡瀬干潟の埋立問題

現在、沖縄が抱える環境問題は、政治・軍事・経済が複合的にからみ合っている。喫緊の問題として、米軍再編に伴う、東村のヘリパッド建設問題や名護市辺野古へのヘリ基地建

* 琉球大学 教育学部 社会科教育講座

設問題があり、沖縄の環境問題が基地問題と直結していることは、2003年に起こった沖縄国際大学へのヘリ墜落事件によっても証明されている¹⁾。戦後27年間の米軍占領期の基地依存経済の帰結として、復帰以後、もう一つの沖縄の環境問題、いやむしろ環境破壊が現れた典型的な事例は、「沖縄振興策」の名の下に、国の事業としておこなわれてきた開発である。道路・農地・港湾などの開発と埋立事業によって、特に沖縄本島の自然環境は激変してきた。珊瑚礁の壊滅と干潟の激減がその無残な結果である。そして、いま焦眉の問題となっているのが、沖縄市^{あわせ}泡瀬干潟の埋立事業である。

2007年12月5日、沖縄市の東門美津子市長は、泡瀬干潟の人工島（約187畝）の埋立計画のうちで、現在工事中の第一区域（約96畝）を推進することを決断した。残りの第二区域（約91畝）は「推進困難」としたが、あくまでも「中止」「断念」という言葉は避けた。したがって、「困難」を乗り越えて再び「推進」する可能性を残した。東門市長は、2006年に、この東部海浜開発事業を推進してきた現職前市長を破って、初当選したが、選挙公約ではこの事業を「推進」するとも「中止」するとも掲げず、市民の意見を幅広く聴取して判断したいと主張した。今回の決断は、この公約を反故にするかたちでなされた点で、市民の期待を裏切るものとなった（沖縄タイムス、2007年12月6日付、琉球新報同日付）。

革新系である東門市長が、「苦渋の決断」を迫られた背景には、市長を支える議会与党のなかに推進派が存在しているからで、市議会議員30名のうち24名が東部海浜開発事業推進議員連盟を構成しており、保革のねじれを生じさせているという問題がある。東門市長は推進を決断した理由として、すでに第一期工事は国によって実施されており2012年には完成をする、これを中止するとなると莫大な違約金等の補償が生じる可能性があるなどと述べた。

市民からの意見を幅広く聞いて判断すると公約した以上は、関係者から意見聴取するだけでなく、住民投票などの手続きを踏んだ上で、全市民の民意を問うべきであり、また、そもそも泡瀬干潟という自然環境に関する市長としての見識が問われてくるが、これについても東門市長はなんら説明することはなかった。次節でも述べるように、泡瀬干潟は、沖縄だけでなく、日本全国あるいは世界的にみても、極めて貴重な動植物が生息し、また、かけがえのない逗留地ともなっており、自然環境と開発のせめぎ合いを、どのように解決しようとしているのか、明確な姿勢が示されるべきだ。

さらに、推進する大きな理由として挙げられたのは、沖縄市の「活性化」であったが、これも具体的で確実性の高い説明ではなく、あくまでも希望的観測の域を出ない。いやむしろ、そのような「活性化」への疑問の声も多く聞かれる。

確かに、沖縄市は、全国でも最悪の失業率を誇る沖縄県のなかでも最悪の完全失業率13%となっており、極東最大の空軍基地嘉手納^{ゲートタウン}の門前町として発展してきた経緯があり、観光産業が参入しづらい地勢的特質をもっている。特に東部海浜地域は、サンセット・ビーチになりえないので、逆に、リゾート資本は西海岸へと極端に集中している。それゆえ、泡瀬の北側に位置する中城湾新港地区には国内唯一の特別自由貿易地域（free trade zone）が先行して開

発・埋め立てられてきた。この FTZ 構想が、1998 年以降に具体化したことが、泡瀬干潟埋立の推進につながったという関連をもっている。

泡瀬干潟埋立事業は、1987 年に策定され、翌年に計画が作成された。しかし、沖縄県と沖縄市の構想は、採算性や将来性が見通しが甘いため、国から国庫要求が認められず、その後何度も計画を見直し変更したにもかかわらず、国から認められることはなかった。ところが、先述の通り、国は 1998 年になって FTZ を具体化し、大規模な港湾施設に大型船舶が寄港するためには、海底を浚渫し、航路を造る必要性が出てきた。そして、この浚渫の際に出る大量の土砂を捨てる場所が、急遽必要となったところへ、ちょうど FTZ の南側にある泡瀬干潟の埋立事業計画がにわかに注目されたのであった。この 1998 年という年は、大田革新県政から稲嶺保守県政へと転換した年でもあり、それまで FTZ 構想を批判していた牧野浩隆・琉球銀行監査役（当時）は、稲嶺県政のもとで副知事就任するとともに FTZ 批判を一切控えるようになったことは象徴的な出来事である²⁾。しかし、正しく牧野や来間泰男・沖縄国際大学教授が指摘したように、FTZ 構想は沖縄では実現可能性は極めて低く、特に製造業の大規模な誘致が実現しない限り、いくら税制度の特区をつくったとしても、絵に描いたモチに過ぎない³⁾。

事実、2007 年現在でも、中城湾新港地区には、面積でわずか 2% しか企業が入っておらず、残りの巨大な空間はまさにデッドスペースと化している。2007 年に県は、ここに「IT 津梁パーク」構想を立ち上げ、IT 関連企業の団地を誘致したい考えだが、もはやそれは FTZ 構想の破綻を認めたこととなろう。IT 企業にとって、巨大な港湾施設は必要でないはずだからだ。したがって、浚渫土砂の捨て場所としての泡瀬埋立は必要なかろう。

しかし実際には工事は着々と進んでおり、海草や珊瑚などがいままも生き埋めにされている。では、埋め立てたあとにつくられる「マリンシティ泡瀬」というマリーナ・リゾートは実現性があり、本当に沖縄市の「活性化」につながるものであろうか。まず、公共事業としては、大規模な浚渫土砂を特殊な重機と船舶によって運搬し埋め立てるので、ほとんど本土の大手ゼネコンしか受注できない規模の事業となるから、地元経済への恩恵はおこぼれ程度となることが予想される。また、完成したあとのマリーナへは、いまだに一社のホテルも来る予定はない。ホテルがなければ、ビーチも大型客船用の港湾も必要なく、住宅地域もホテル従業員等の需要がなければ成立する可能性は低い。先述のように、サンセットビーチは不可能なので、ヨットハーバーなどの特別なマリンスポーツ・リゾートを開発しなければならないが、すでに類似した施設は西海岸にも整備されており、しかも空きが多いといわれている。要するに、バブル期になされた典型的な計画といえるのがこの「マリンシティ泡瀬」構想なのだ。

こうした「活性化」の実現性が乏しい計画の責任は最終的に誰が負うのだろうか。もちろん税金の負担者にほかならない。

山田勝・元沖縄市東部海浜開発局長は、次のように述べている。「市民負担の有無について、本事業は近接する新港地区のしゅんせつ土砂処分場として成立し、沖縄市が土砂を受け入れ、埋め立て事業は国・県が主体となる。埋め立て後の安価な土地は県が国から買い取り、市が利

用する土地は県から譲渡されるが、県が国から土地を買い取る時期については事前に市と協議することとしており、県も市も塩漬けにならぬよう協定が結ばれている。県と市は連携して企業誘致に取り組み、企業誘致のめどが立った土地を、国から買い取り処分する計画であり、市民負担にならないよう手順が考慮されている⁴⁾と。

この事業は、埋立面積約 185 ㊦のうち約 55 ㊦が、国から県へ管理が任されることになり、道路や岸壁などの公共施設を整備する。残りの約 130 ㊦は、港湾管理者である県に譲渡され、さらにそのうちの約 90 ㊦が沖縄市へ譲渡されることになっている。この用地購入費用は、184 億円と見積もられ、インフラ整備費としての約 91 億円と合わせると、沖縄市は最大で 270 億円の財政負担を強いられる可能性がある。予算規模が 430 億円程度の市財政にとって、けっして少なくない負担であろう。

かりに山田のいうように、「企業誘致のめどが立った土地」だけを買取り、転売していくのであれば、市民の負担はないのかもしれないが、もし企業誘致の目途が立たない土地が大規模に余った場合、それでも国の事業なのだから、沖縄市は買取る必要はないと突っぱね続けることがいつまでできるだろうか。こうした疑念について、川瀬光義・京都府立大学教授は、次のように警告している。

「沖縄市にリスクがあるうがなかるうが、300 億円もの国費を投じて造成した土地であるということである。……売却の目途が立たないということで、使われなまま放置されるなどということが、容認されるかということである。ましてや、この事業は沖縄市が必要だと判断してすすめられている事業である。売却の目途が立とうが立つまいが、一定の時期が来れば沖縄市が買取ることを余儀なくされることとなると考えるのが自然ではないだろうか⁵⁾」。

日本弁護士連合会は、2002 年 3 月 15 日に「泡瀬干潟埋立事業に関する意見書」を公表した。意見書では「国および沖縄県は、中城港湾（泡瀬地区）公有水面埋立事業を中止し、沖縄市と協議のうえ、泡瀬干潟について国設鳥獣保護区を設定する等の保全措置を講じ、ラムサール条約上の湿地登録手続きをなすべきである」と明確に主張している。このなかで「本整備計画の実現可能性」として、「本整備計画が合理性を有しているか否かは、ひとえにその実現可能性にかかっている」と指摘し、様々な疑問点を提示したうえで、「以上の検討から本整備計画はまったく実現可能性を有していないことがわかる」と結論づけている。

泡瀬には米軍泡瀬通信施設があり、埋立第二期工事区域には米軍の保安水域と重なる部分が存在する。もしも、企業誘致が実現せず、大部分の土地が余った場合、最も懸念されるのは、米軍の基地化、もしくは自衛隊の誘致という事態であろう。あるいは、いま沖縄の一部財界には、観光産業の発展として、法改正してカジノ特区をつくり、国内唯一のカジノを実現したいという欲望が渦巻いている。このような構想そのものがギャンブルであることを強く指摘しておきたい。

2 泡瀬干潟の存在価値と「自然の権利」訴訟

泡瀬干潟では、沖縄どころか、日本全国的にみても、いや世界的にみても貴重な生物の存在を挙げることは難しいことではない。日本自然保護協会によって、すでに泡瀬干潟自然環境調査報告書【普及版】として『うまんちゅぬ宝 泡瀬干潟の自然ガイドブック』（泡瀬干潟自然環境調査委員会、2005年）や、泡瀬干潟を守る連絡会による『泡瀬干潟エコツーリズムマップ』（同会、2006年）が発行されており、さらに日本自然保護協会による『埋立事業が泡瀬干潟に与える影響と保全の提言』（同協会、2007年）というA4版300頁を越す詳細な研究報告書が発刊されている。

この報告書をまとめた調査委員会の委員長である、目崎茂和・南山大学教授は、泡瀬干潟を、一般の干潟とは異なる「サンゴ礁干潟」と位置づけ、次のように指摘する。

「サンゴ礁干潟の特徴は、サンゴ礁イノー（礁湖・礁池）の潮間帯にあり、干潟を構成する底質が主にサンゴ砂礫からなり、その豊かな生物生産性と多様性である。日本のサンゴ礁干潟のなかで、泡瀬干潟は、その面積の広大さやその周辺を含め地形・地質などの特異な複雑性から、日本の代表的なサンゴ礁干潟であり、日本唯一の特異な干潟環境であるとも言える」⁶⁾と。

干潟として特異な性質をもっているということから、そこで生息し、あるいは渡来する生物が多様多様で希少なものが存在することは容易に想像がつくだろう。海草や海藻類は日本で最も多様な種類が生息し、この間の調査では新種も発見されている。貝類相も密度が濃く、約500種類も確認され、そのうちニライカナイゴウナという新種も新たに見つかっている。甲殻類やクモ類なども貴重な種がみられ、魚類としては、トカゲハゼという絶滅危惧種も確認されている。他にも、藻類としてクビレミドロという毬藻のような形状の絶滅危惧種なども多く、環境省レッドデータブック（2002）でも23種の登録がなされており、レッドデータおきなわ（1996）では危急種として6種が、希少種として20種が記録され、この改訂版である「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」（2005）では、魚類6種、甲殻類7種、貝類108種の合計121種が泡瀬にいて警鐘を鳴らしている。さらに、渡り鳥の重要な越冬地、繁殖地でもあり、165種の鳥類が飛来していることが知られており、沖縄県で一年中生息する留鳥約40種のうち、泡瀬干潟では27種が確認されている。なかでもムナグロが越冬するのは、沖縄県を除く全国では10%に過ぎないのにたいして、泡瀬干潟で53%、その他の沖縄県内で28%となっていて、いかに泡瀬干潟が重要な場所であるかわかる。

まさに調査をすればするほど、泡瀬干潟が貴重な場であることが判明し、その希少な価値を説明しようとすればいくら時間があっても足りないほどだ。自然保護団体などの活動によって、泡瀬干潟の存在価値が知られてくるようになったのは確かだし、研究者や環境問題に関心

の高い層には有名でもあるのだが、沖縄の地元ですらまだまだ広く知られておらず、ましてや全国的には聞いたこともない人も多いのではないだろうか。

事業推進者も、貴重な自然環境であること自体は否定することができず、環境に配慮して保全を同時に進めながら慎重に工事をおこなっていききたいのだ、「自然環境豊かな生物エリア」や「野鳥園」などを新たにつくるつもりだの、環境を破壊しながら「守ります」という欺瞞的な言辞を弄さざるをえなくなっている⁷⁾。泡瀬干潟埋立推進派のなかには、もはや泡瀬は昔のままではないのだから、保全などということはあるえないので、「再生」させるしかないのだ、と支離滅裂な主張を叫ぶ者もいるくらいである。これほど極端でないとしても、「環境保全・創造に努めつつ、慎重に事業を進めてまいります」という看板が設置され、いつのまにか撤去されてしまった。いったい、環境を「創造」するという主張を平気でやれる人たちというのはどういう見識をもっているのだろうか。その象徴的な事例が、海草の移植によって「再生」させるという実験である。しかし、この実験は完全に失敗したにもかかわらず、埋立工事は進みつづけ、沖縄総合事務局は、11月7日に2007年度上半期環境監視調査の結果を公表し、「工事による周辺環境への影響は確認されなかった」（琉球新報、2007年11月8日付）などとした。

こうした事業のあり方にたいして、さまざまな運動や活動がおこなわれており、2005年5月には、事業の差し止めを求める訴訟が提起された。

形式的には、地方自治法による差し止め請求であり、被告の沖縄県知事にたいして、財務会計上の違法な行為を止めさせることを求めたものとなるが、それゆえ300名を超える原告団の大半は、沖縄県に税金を納めている者（県内在住者）であるけれど、この訴訟が特異な性格をもっているのは、その原告のなかに6名（？）の自然物が入っているからである。6名とは「沖縄市字泡瀬931番地1地先 原告ニライカナイゴウナ、ユンタクシジミ、ホソウミヒルモ、リュウキュウズタ、ムナグロ」そして「原告泡瀬干潟」である。

それゆえ訴状では、総論として「本件は泡瀬干潟の保全を訴える『自然の権利』訴訟である」と冒頭で宣言している。これにつづけて次のように位置づける。

「自然界では生物・非生物が相互に関連して系をなして生存を続けている。人間も例外ではなく、自然のこの関連の中で進化し、人として文化をはぐくんできた。『自然の権利』はそうした人も自然の一部であり、相互に関連した群集の一員であるという自覚に基づく思想である。相互に関連した世界にあっては人は特別な存在ではなく、ともに生きていく一員でしかない。人が自然とともに生きていこうという自覚を持つとき、人は自然を守るために自然を代弁する。それは同時に自己の権利の行使でもある。こうした自己の権利を通じて自然を代弁することを『自然の権利』と呼んでいるのである。その自己の権利は環境権であり、人格権であり、入浜権（地洗権）であり、漁業権であり、所有権であり、本件のように県民・市民としての権利であったりするのである」。

この訴訟にたいして、被告である沖縄県知事は法廷で争う姿勢を示し、現在も公判は続いて

おり係争中となっているが、当初、上記の6名の原告にたいして、那覇地方裁判所は事務手続き上の問題で原告から排除しようとして通知してきたが、結局、原告団としては、訴状訂正申立書を作成し、「原告表示の訂正」を次のようにおこなった。

「泡瀬干潟こと小橋川共男（住所略）ユンタクシジミこと前川菊枝 ムナグロこと漆谷克秀 ホソウミヒルモこと内間秀太郎 ニライカナイゴウナこと池原秀明 リュウキュウズタこと新城恵美子」。

いわゆる「こと表示」である。日本での訴訟は、すべての原告適格審査を経た上でないと訴訟が成立しないという事情があり、アメリカ合衆国での訴訟のように、原告のうちの一人でも原告適格であれば成立するのとは異なるがゆえに、「自然の権利」訴訟の先進国であるアメリカ同様には手続きが進んでは行かない。したがって、日本では、自然物そのものを原告に入れることは訴訟法の現状では不可能に近く、結局は、「こと表示」で代用するしかない。

もちろん、訴訟法上の問題だけでなく、自然に権利があるのか、それを人間が代弁できるのか、という根本的な問題があり、法学的な妥当性とは別に、哲学的な問題を含んでいるのは周知のことだ。「自然の権利」訴訟については、自然の権利セミナー報告書作成委員会によって浩瀚な報告集が現在のところ第2集までまとめられており（『報告 日本における〔自然の権利〕運動』山洋社、1998年。第2集、山洋社、2004年）、日本での訴訟に関わってきた弁護士や研究者による著作も刊行されている（山村・関根編『自然の権利』信山社、1996年。関根孝道『南の島の自然破壊と現代環境訴訟』関西学院大学出版会、2007年）。

この「自然の権利」運動をどう評価すべきか、総括的なことを論じることは本稿の課題を超えるし、筆者は法的な側面の見解を述べるような立場にない。また、そもそも自然に固有の権利があるのかどうか、といった形而上学的な問題も、いま論じる用意はない。さらにいえば、この運動を担っている人びとの考えにも、多様性があり、必ずしも見解が一致しているわけでもないで、これらの考え方を整理することも必要ではあるかもしれないが、そうした大きな仕事も本稿の役目ではない。

少なくとも暫定的にいえることは、特定の観点で選定された自然物の保護・保全のために、その自然物の生存を保障する議論を、その自然物の名前を使って（代理表象して）特定の人間がおこなうことは、その目的の正当性を主張するための手段としては有効である、ということである。それも多分に、訴訟相手にたいしてそのことを認めさせる効果をねらったものではなく、あくまでも訴訟の意味を一般の人びとへ喚起するために効果があるという意味に過ぎないと私は考える。

だが、「自然の権利」運動で訴えられている事柄のなかには、訴訟上の問題を越えた、哲学的に考えなくてはならない論点が含まれているということも間違いないだろう。

3 「利用価値」思想への対抗

これまでみてきたように、泡瀬干潟埋立事業への批判として、ほんとうに事業が沖縄市の「活性化」につながるのか、事業の実現には「合理性」があるのか、そもそも実現性はあるのか、という論点が提示され、このような疑念は妥当なものであるということを示した。しかし、現実的に考えると、「実現性」「合理性」がない、ということが予測できるのだが、理論上は、あくまでも将来の出来事なので、ある程度の条件が満たされれば、実現するし合理性もあるということも成り立たないわけではない。

つまり、理論的には（多分に空想的な要素を含んでいるが）、埋立事業によって地元の建設業が潤い、新たな雇用が生まれ、埋め立てたあとも、企業が誘致され、複合リゾート施設として雇用の場がつけられ、観光客が押し寄せて、それなりに経済効果を発揮する、ということもありえなくはない。そのためには、自然環境を多少は破壊したとしても、市民の生活が潤うのであれば、致し方ないことだ、と考えることがあくまでも不可能なわけではないのだ。

自然を対象として、その開発や利用にあたって、メリットとデメリットのバランスを考量したり、環境リスク論などで論じられるように、開発のリスクを数量化し計算することは、開発の妥当性を判断する材料となるのは間違いないし、そのための分かりやすさをもっているのは確かだ。しかし、ここには自然を資源と見なし、そこから引き出される利用価値を計算できるという考え方が想定されており、これは功利主義的な発想をもっている。

功利主義は、快楽計算＝功利計算に基づき、最大多数の幸福＝快楽を目指す近代的な思想である。功利 utility とは、利己的であることではなく、むしろ効用・有用・利用という価値判断によって規定される、公的な価値であり、使用価値をもつとともに、その価値ゆえに交換価値へと転化しやすい。役に立つか立たないかという価値判断によって規定されるので、公的な利便性から利益を引き出すことができるようになるのだ。

例えば、絶滅危惧種について、その保全・保護を訴える際、生態系や生物多様性を根拠とする議論がしばしばおこなわれるが、そこには生態系の頂点に君臨する人間からみて、ある種が絶滅してしまうことが、人間にとって不利益であるとか、生命の多様性の維持のためにその保護が必要であるとする議論も、人類の永遠の存続のために多様な生物相が有益であると結論づけがちである。あるいは、絶滅危惧種は、そもそも生態系からパージされている生物であり、その種が絶滅するくらいのもので瓦解するというほど生態系は脆くはない。かりに気の遠くなる将来に崩壊する序曲となるということも不可能ではないが、せいぜい不確定性を根拠とせざるをえない。この場合も、人類の存続の危機が基準となっているだろう。

生態系の保護をとりあえずの根拠としない議論としては、生物資源の未解明性を根拠とするということもできるだろう。つまり、絶滅危惧種のなかから、将来研究が進んで有益な資源を発見する可能性がありえる、というわけだ。例えば、これは絶滅危惧種に限ったことでなく、

ノミの跳躍力の元になっているタンパク質から、完璧な弾力性をもつ「スーパーゴム」が開発されたり（朝日新聞、2005年12月7日付）、カビから抽出されたタンパク質から脊髄（中枢神経細胞）を再生する働きをする物質を開発したり（朝日新聞2006年11月13日付）、米屋の青カビからコレステロール低下剤「スタチン」が開発された（朝日新聞2007年11月5日付）。こうした事例を根拠に、生物資源はまだ未解明なので、些末で微少な生き物であっても、将来そのなかからどんな驚異的な利益を生み出すことができるかまだ分からないのだから、そのために保護すべきだというわけである。

こうした議論は、それなりの説得力をもっているのだけれど、すでにみえてきたように、人間にとっての効用価値に基準があり、そうであるために功利計算の対象となりやすいだろう。そうである以上は、つねに功利計算上、やはり利用価値がないとなれば、あっさり切り捨てられてしまうのではないだろうか。有名な「持続可能な発展（成長・開発）」という理念も、将来世代の利益を考慮すべきとしている点で、不確定性・未解明性という根拠を含んでいるが、持続可能性が目的なのか、それとも開発が目的でその限定を加えているに過ぎないのか、曖昧な理念であるという批判がある。これにたいして、生態学者の沼田眞は、「持続可能な管理」とか「持続可能な利用」という表現の変更を提言している⁸⁾。しかし、これも資源の「管理」とか「利用」としている段階で、依然として功利性原理の基準でしかないのではないだろうか。

では、こうした論拠でしか、私たちは自然保護の思想を構築できないのであろうか。ここでは、干潟がテーマとなっているので、ラムサール条約の掲げる「湿地の賢明な利用 wise use of wetland」という理念が、あくまでも「利用」の思想である限り、やはり功利性原理から免れがたい基準をもっているのにたいして、賢いか賢くないかはともかく、また十分に推考されていないけれども、ともかくせめて「利用」価値とは異なる地平を開く、その先蹤として、まずは「隗より始めよ」のひそみにならって拙い議論を展開してみたい。

もちろん、なにもないところから始めるわけにはいかない。私の議論の前にあるのは、いわゆる「コモンズ」の思想、花崎皋平の「サブシステム」の思想、松井健・東大教授らの「マイナー・サブシステム」の議論である。

「コモンズ」とは、一般に近代以前からおこなわれてきた、地域共同体の「入会」権や「共有」権をもつ場所のことを指しており、近年、この「コモンズ」としての場を、共同性の軸として積極的に位置づける議論が展開されている。沖縄に即した議論として、かなり早い指摘は、玉野井芳郎によってなされた。

玉野井は、「私は『地先の海』を『コモンズとしての海』としてとらえるべきだ⁹⁾と主張し、これを「海に沿ってでき上がった村にとっての共同利用の場である¹⁰⁾と規定する。玉野井によれば「コモンズ」とは「共同利用権」である限りで、なんのためか、誰のためかはともかく、「利用」する権利と位置づけたとたんに、そこに功利性原理が基準となってしまう。「コモンズ」論としては先駆的な指摘であるにもかかわらず、玉野井のその早い死のため、より具体的に展開されることがなかったことは残念であるが、ここでも、玉野井は「地先の海」をそ

のまま保存すべきというわけではなく、港湾の整備事業という「近代化の整備」との「慎重な調整」¹¹⁾が必要だとしている。しかも、この調整役として、縦割り行政の弊害が比較的少ない沖縄総合事務局に期待をかけている点は、時代の制約もあれば、泡瀬埋立事業での役割をみる限り、全く評価することはできない。

しかしながら、玉野井の指摘は、その後の研究にゆだねられ託されたとみるべきであろう。求められている視角は、利用価値を超える次元であることを指摘し、ここでは、これ以上「コモンズ」論を取り上げることはできないが、今後の検討課題としたい。

次に、花崎皋平が、生存権の思想を、「サブシステム」の思想と捉え返した議論を取り上げてみたい。花崎は、金武湾の埋立による大規模な石油備蓄基地建設の反対運動で中心的な役割を果たした、安里清信の思想を、このように位置づける。

花崎によれば、安里の主張は、「生存基盤との一体的な生き方に倫理的、精神的な価値を置く世界観、自然観に結びついていた」¹²⁾とされ、この意味において「実存的な意味での『サブシステム』思想である」¹³⁾と捉える。安里の言葉でいうと「住民としての永遠の存在に賭けて生きる」という意味での「生存」となる。この考えは、沖縄では決定的に弱い第一次産業が「基本的背景」になるよう構想され、いわば「自給自足」の体制を目指しながら、なにが生存にとって必要なものか、どのような欲求が満たされるべきなのか、という生活の見直しが含まれているのであろう。また、その根底には、「沖縄戦で島が徹底的に破壊され、住民が無差別に殺された経験と記憶から生み出された、『沖縄人とはなにか』という問いを問うことを通じてもたらされた」¹⁴⁾と花崎は指摘する。

こうした安里の思想を、平良良昭の整理を参照しつつ、花崎は、三つの要素を含んだものと解釈する。すなわち「自然の生命系と不可分の生活様式、その現実的具体的生活の根拠としての実存的精神的な生存、『生存権』への国家、文明、政治の敵対的破壊的關係、の三つの要素である」¹⁵⁾。ここで「生存権」や社会権を、国家からの「敵対的」あるいは「破壊的」な関係とのみ捉えるのは、一つの偏向を示しているが、特に沖縄戦を経験した人の実感からすると、このような主張にならざるをえないのであろう。または、国策としておこなわれてきた戦後の沖縄の開発行政が、そういった側面を強烈にもっていたことも否めない。しかし、ここでいう「生命系と不可分の生活様式」というのも、重大な論点となる。「生命系」とはなにか、それと「不可分」とは、どのような状態なのか。

生活にとって、なにを無駄と考へ、なにを余剰として、あるいは奢侈として規定するかは、自明な事柄ではない。生存や生活にとっては、「必要性」という原理が働く。「必要性」の原理は、功利性原理と親和性が高い。だが、あるべき「サブシステム」が、当初の含意にあった「生きざりぎりの生活」という意味から変化したのであるなら、その「生存基盤に根を張る」という際の「基盤」は、どのような基準をもっているのか明らかにしなければ、ロマン主義的な農本思想のユートピアという危うさを感じる。

次に、この「サブシステム」の思想とは異なる文脈から、「サブシステム」を基幹的な

「生業」とするならば、それとは必ずしも重ならない副次的な「生業」を「マイナー・サブシステム」と捉え、「マイナー・サブシステム」の場である「コモンズ」について議論を重ねてきた松井健・東大教授の指摘を取り上げてみたい。

松井によれば、「マイナー・サブシステム」は、「メジャー・サブシステム」あるいは「メイン・サブシステム」と対をなしており、主要な「生業」ほどには、「経済的な意味がけっして高くないにもかかわらず、といて、経済的な意味がないわけではないということも重要なのだ」¹⁶⁾とされる。

経済的な活動にもなりうるという顕在的／潜在的可能性を保持している点で、「サブシステム」性を規定していると思われるので、あくまでも「マイナー・サブシステム」は、「利用」価値の範囲にあると見なしても良いであろう。しかし、「多くは、純粋に労働としての性質をもっているよりは、気晴らしであり、遊びの色彩が濃く、大抵は、一部の人たちだけがおこなう趣味としての性質をもつものとされてきた」¹⁷⁾。こうした従来の位置づけにたいして、松井は疑問を呈する。「休息と労働と遊びという生活時間の分類を活動の有無と楽しみ（あるいは苦痛）の有無という二分法の組み合わせから導き出すことは、とくに日本の民俗社会を例に考えるとき、はたして適切なことであろうか」¹⁸⁾と。生産労働活動とそれが終わったあとの余暇におこなう「遊戯」に分ける発想自体が近代的な生産様式を前提にした視角をもつ。物質の生産活動か労働力の再生産活動かという分類からは、「マイナー・サブシステム」がもっている多様な特質は浮き彫りにならない、というのが松井の主張であろう。

第一に、「マイナー・サブシステム」は、伝統的なものとして、かなり長い歴史をもっている¹⁹⁾。第二に、「この種の生業活動が、捕獲や採取という段階から、消費ないしは販売まで、ごく直接的につながっている点」²⁰⁾である。したがって、ほとんどが「自家消費」を目的としており、あるいは親しい人間関係のなかで生産・消費が完結される。第四に、「もう一方の局面において、自然との密接なかわりという性質としてあらわれる」²¹⁾。これと重なるがその「季節性」²²⁾も強調される。そして第五に、「マイナー・サブシステムの本質的性格」として、技術的には高度に発達した水準にあるわけではなく、もっぱら経験や勘、腕前や技量に依存し、成果も偶然的な要素によって多寡があることである。

こうした特質をもつ「マイナー・サブシステム」は、「経済的にはそれほど大きな意味をもたず、なくなってもその地方の経済や、当の世帯の生計維持にもあまり問題とならない」のであるが、「今まで細々ではあれ存続してきたのは、以上のような技術＝技法上の特質があったために、マイナー・サブシステムをおこなう人びとに、大きな楽しみや喜びといった情緒的な価値がもたらされたことによるのだと考えることができる」²³⁾と指摘する。問題は、この「情緒的な価値」が、利用価値や功利計算とどうかかわるのか、かわらないのかという点である。

また別の論攷で松井は、「むしろ、重要なのは、こうしたマイナー・サブシステムのための時間を、ほかの経済効率のよい仕事へ振り向けようとしても、そうすることのできない社会

経済的な条件があることであろう」²⁴⁾ともいう。いずれにしても、「もっぱら楽しみのためにおこなわれるものではあるが、まったく経済的意味がないわけではなく、この一点で、かろうじて『サブシステム』の枠内にとどまるものであること」²⁵⁾としている。

このように指摘する一方で、松井は、これほど長く伝統的に営まれてきた「マイナー・サブシステム」といえども、その「場が消滅してしまったら、という想定は可能である」²⁶⁾とする。そのうえで、「そんなとき、人びとはどのような営みに、自然とのかかわりを求めるだろうか」と問いをたて、登山やハイキング、ペット飼育、ガーデニング、などを挙げている。これらは総じて「嗜好」²⁷⁾と位置づけられており、文化的流行と同様に、時代や社会とともに変化し、「マイナー・サブシステムの代替」となると指摘する。

もちろん一般的にこういうことをいうのは間違いではないのだが、むしろ本論の問題関心からすると、そうした自然とかかわる「場」が「代替不可能」性をもつとしたら、どのような局面なのか、ということなのである。自然とのかかわりが容易に「代替」されるのであれば、人間にとっての「かけがえのなさ」を規定することはできない。また、他の嗜好的レジャーに代替されるとき、その基準として、効用化された「楽しみ」、快樂計算上の「楽しみ」ひいては、経済効果のある「楽しみ」としての娯楽と位置づけられていくことを止めることができなくなる。

むしろ私にとって関心があるのは、「マイナー・サブシステム」が、あくまでも生業である限り、「利用」価値が基準になる局面をもつのは避けられないが、しかししばしばその経済効率に反する行為が、多大な労苦と費用をかけてでも遂行され、人びとを惹きつけて止まないとするなら、それはどのような価値によって生じている事態なのか、ということなのである。松井は、その後も、社会学者ブルデューの「ハビトゥス」概念を使って、マイナー・サブシステムの議論を展開し²⁸⁾、伝統的な慣習によって営まれているあり方の様相を詳細に記述しているが、サブシステムである限りで、どのように「利用」されるかという視角から免れているわけではない。そこに「コモンズ」としての共同性を導入してみたところで、事態はそれほど変わらない。共有地を経済効果によって価値判断し開発にゆだねる判断を地域共同体がおこなうのはありふれた出来事なのである。

不十分な概観でしかないが、コモンズ論、サブシステム論、マイナー・サブシステム論がそれぞれ展開され、さらには相互の連関も考察の対象となるべきであることを指摘し、当面の課題としておきたい。

おわりに — 干潟の「交遊」価値

干潟は、山や河川と海との境界にあるマージナルな場であり、干満の差によって、その相貌を刻々と変化させる、還流性の場である。そこは、陸地や河川から流れ着く終わりの地点でもあり、かつ、そこから新しい生命が誕生し、大海へと旅立つ前の揺籃の地点でもある。生と死

の場、墓場でありかつ胎盤でもあるのが、干潟の両義性の特性であり、この両義性ととも境界としての媒介性という特性ももつ。ふち（縁）であるがゆえにその外部とのえん（縁）をむすぶ結節点＝媒体でもある。この存在の価値は、「利用」価値と異なる次元で規定されなければならない。これを端的にここでは「交遊」価値と定義してみたい。

干潟の存在は、もちろん「利用」可能であり、これまでこの場を利用し、さまざまな活動がなされてきた。干潟では、主要な生業（漁業）としても営まれてきたし、副業としても「利用」価値が認められてきた。あるいは、埋立の場所としても利用されてきた。干潟が、一つの場をもち、物性を帯びている限りで、自然から切り離されて、物として利用可能であり、そこに交換価値も生まれ、ひいては利潤を生み出す場ともなりえるのである。近年では、エコツーリズムの拡がりのなかで、観光的価値が付与されている湿地もある。

こうした利用の場として干潟を訪れる際、人びとは、自己の活動を、すべて「利用」の観点で位置づけ、そこから得るものをすべて「利益」として把握していただろうか。あるいは、そもそも人びとが干潟を訪れるとき、「利用」するなどという意識をすることなく、そこで遊び、子どもと一緒に戯れ、他者と交流し、生を祝福する行事を営んでもきたのではなかったのだろうか²⁹⁾。

しかしこうした「交遊」価値をめぐる経験が、現代においては喪失されつつあるのではないだろうか。あらゆる物に交換価値が規定され、あらゆる活動に効率性や有益性を求められ、すべての価値を、功利性の価値で計算される現代において、こうした「利用」価値とは異なる、人間にとって根源的に大切な価値をあえて指摘することが困難となっている。なによりもそうした価値の経験が失われつつあるからであろう。

戦後日本を代表する思想家の一人である藤田省三は、「或る喪失の経験」（1981年）のなかで、子どもたちによる遊びの経験が失われており、その背景に「路地」の喪失を指摘する。藤田によれば路地とは「家の内部と出口入口を境にしてすぐ連続している親しい外の世界であり、人々が多目的に使う共同の空間である。それは役所的な意味ではなくて私たちが其処で関係するという意味で公共空間である」³⁰⁾としている。しかし戦後日本の高度成長によって、公道ではない路地にまで自動車が疾駆する現状では、子どもたちの「隠れん坊」遊びが消え去るのは必然であろう。

藤田は、こうした子ども時代の遊びが、その後の成長過程で行なわれる「基本的経験に対する胎盤」としての「遊戯的経験」³¹⁾であると位置づける。こうした「人類史的経験が産み出した集合的想像力は、一介の遊戯の中に、勝敗の持つ有無を言わせぬ一義性を乗り越えて『対抗しながら相互に救出し合う統合』を作り出していた」と述べ、遊戯のもつ両義性を示唆している³²⁾。昨今の新自由主義思想によって蔓延する、厳しい競争によって勝敗の決着を性急に求められ、やはり言葉のように「結果」のみが強調される風潮のなか、この藤田の議論は、もう一度私たちが顧みるべき地点を指し示している。

藤田は、「成熟した精神の存在をめざす自由な個人の間の相互的努力としてだけ断絶の経験

は社会化されうる。そうしてそれを経た人間関係だけが『社会』なのであり、そのようにして再生させられた社会こそが自由な社会と呼ばれるに値するであろう³³⁾という。こうした人類史的経験の場として、「公共空間」が重要な存在となってくるが、これはベンヤミンのいう「遊戯空間 Spielraum」³⁴⁾とも重なるのではないだろうか。もちろん、ベンヤミンがいう「遊歩者」は、主に都市を徘徊散策する者であるが、むしろこうした「遊歩者」は都市だけでなく、田舎の自然にもその遊歩の場を拡大してきたといえるのではないだろうか。

ナチュラリストとして提言する岸由二・慶応大学教授は、宗教的な信仰の対象としての「畏怖すべき自然」や開発の対象としての「素材・資源としての自然」とは異なる、「不思議な感動の源泉としての自然」³⁵⁾を区別して、自己の幼年期を振り返り、親しんだ「ゴミムシやハサミムシが、神話的な友だちになった」³⁶⁾思い出を語り、次のような寓意的物語を示す。

「たとえばあなたが、宇宙船に一人で放りこまれ、あてのない宇宙の旅に送り出された
と想像してほしい。食料を自給するシステムはある。テレビ画面を通してどこからかに
ぎやかなショウの映像なども送られてくる。しかし周囲は暗黒の宇宙。あなたは一人
だ。そんなとき宇宙船にゴキブリが一匹まぎれこんでいるのが見つかったらどうするだ
ろう。即座に叩きつぶすか。叩かず、やがて同じ運命の友だちとして、同居を望むよう
になるのだろうか。ゴキブリではなく、子ネコならどうか、いやハブや、マムシだった
らどうだろうか」³⁷⁾。

沖縄ではハブはかつては害虫(?)とされ忌避されてきたが、現在では、駆除の対象でもありながら、絶滅不可能な固有種として保護もされている。ハブとマンガースの決闘ショウなどという観光価値を付与された時代はもう終わっているけれど、人間の都合で扱いが変わるのは生き物からすれば迷惑な話だが、岸のいう「神話的な友だち」というのは、決して空想のお話としてではなく、十分現実に、まじめに考えてみる価値があるといえるのではないだろうか。

沖縄の民俗学の重鎮、仲松弥秀は、「『イノー』の民俗」という論考において、「そもそもイノーなる処は、無限に広がっている外洋と陸地との境域をなしている。そのみでなく、その両方の仲介的役目を成している場処でもある」³⁸⁾と規定し、その相貌を次のように語る。

「たえ外洋が荒れていたとしても、イノーに入れば波静かな別天地をなしている。また外洋の底知れない黒々とした姿に対して、イノーは満潮時であったとしても底が見え、干潮時ともなれば干潟に転じ、浜辺の村にこの上ない潮干狩りの場を提供してくれる。時季時季によっては魚群が浜近くまで寄って来る。舟遊びや遊泳にも事欠くことは無く、大型船舶もリーフの裂罅した所謂『口』から自由に外洋に乗り出すことが出来る」³⁹⁾。

干瀬と呼ばれるリーフから海岸までのあいだにある礁弧をイノーと沖縄では呼んでいるが、干潮時に干潟となる場所を、「潟」あるいは「潟原」^{カタ}とも呼んでいる。はじめにでも触れたが、

このイノーでは、生活のために魚介類を獲ることが多かったといえるのだが、生活の必要性とは別に、習俗儀礼として、あるいは遊びとして訪れ、人びとの相互交流と祈願の場ともなったのである。この旧暦の節句「三月遊び」について、仲松は「正月以来の作業連続の村人にとってこの四月の浜下りは待望の慰労の日であった」⁴⁰⁾と指摘する所以である。最後に仲松は次のように論考を終える。

「このイノーは島人にとっては庭中の池の如き安らぎを与えてくれている。波浪立騒ぎ、底の見えない不気味な黒々とした外洋に比して、延々と沖につながるリーフに守られている内海のイノーには、波は静に綾なす海水に底まで見える。島人を引きつけ、親しみを覚えさす。……

かくイノーは浜辺と同じく島人に自由を与えてくれる。島人は渚によってつながれているイノー、そのイノーの媒介によって外洋と結ばれ、神国ニライカナイと結ばれ、良き他の国々と結ばれる」⁴¹⁾。

ここに自然と自由とが結合される地点が示されている。

注

- 1) 拙稿「グローバリズムとエコロジー」、唯物論研究年誌第9号『親密圏のゆくえ』青木書店、2004年、参照。また、福地曠昭『基地と環境破壊』同時代社、1996年、参照。
- 2) 牧野浩隆『再考 沖縄経済』沖縄タイムス社、1996年、参照。
- 3) 来問泰男『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社、1998年、参照。
- 4) 山田勝「東部海浜開発事業推進を 議会の意見書可決は重い」、沖縄タイムス、2007年11月27日付朝刊「論壇」欄。
- 5) 川瀬光義「沖縄市の財政事情からみた泡瀬干潟埋め立て事業」、新沖縄フォーラム刊行会議編『けし風』第57号、2007年12月20日、49頁。
- 6) 『埋立事業が泡瀬干潟に与える影響と保全の提言』、9頁。
- 7) 『泡瀬・美ら島便り』vol.5、2007年9月1日、内閣府沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所。このなかで首里勇治・沖縄県土木建築部長は、「工事による環境への影響をできるだけ小さくすることが重要であることから、国とともに工事区域周辺の環境保全に全力を尽くして取り組んでおります」と述べている。
- 8) 沼田眞『環境問題の論点』信山社、2002年、66～68頁。
- 9) 玉野井芳郎著作集第3巻『地域主義からの出発』学陽書房、1990年、234頁。
- 10) 同前、234～235頁。

- 11) 同前, 237 頁。
- 12) 花崎皋平「沖繩がはらむ民衆思想」, 新崎・比嘉・家中編『地域の自立 シマの力』(下), 2006 年, 109 頁。
- 13) 同前。
- 14) 同前, 110 頁。
- 15) 同前, 113 頁。
- 16) 松井健『文化学脱=構築』榕樹書林, 1998 年, 139 頁。そのうえで松井は、「客観的な基準による主要生業／副次的生業の区分は、当事者のセルフ・イメージのなかでの自分たちの中心的な生業活動とは明白に異なったものとなる。……メジャー・サブシステム／マイナー・サブシステムの区分と、主要生業／副次生業との区分とは、ねじれた関係をもつこともありうる」(同前, 142 頁)とも指摘する。
- 17) 同前, 142 頁。
- 18) 同前, 143 頁。
- 19) 同前。
- 20) 同前。
- 21) 同前, 144 頁。
- 22) 同前, 165 頁。
- 23) 同前, 145 頁。
- 24) 松井健「マイナー・サブシステムと日常生活」, 大塚・篠原・松井編『生活世界からみる新たな人間—環境系』東京大学出版会, 2004 年, 63 頁。
- 25) 同前, 61 頁。
- 26) 同前, 71 頁。
- 27) 同前。
- 28) 松井「マイナー・サブシステムと環境のハビトゥス化」, 松井編『沖繩列島』東京大学出版会, 2004 年など。
- 29) 儀式的行為が、有用性を超える価値をもつものとして把握したバタイユの議論を参照(ジョルジュ・バタイユ, 中山元訳『呪われた部分 有用性の限界』ちくま学芸文庫, 2003 年)。
- 30) 藤田省三『精神史的考察』平凡社, 1982 年, 8~9 頁。
- 31) 同前, 12 頁。
- 32) 藤田は、「戦後の議論の前提」(1981 年)のなかで、戦後経験の核心として「両義性のふくらみ」(前掲書, 231 頁)を剔抉した。すなわち「事実としての混沌や悲惨や欠乏がユートピアの明さを包蔵するという、こうした両義性は今日の世界にはない。制度化の全社会的貫徹はとりも直さず一義性の支配である」(同前, 232 頁)と指摘し、両義性という弁証法の意義を説いている。こうした藤田の議論にたいして、美学の立場から西村清和・東大教授は、「これ〔藤田の議論〕によって、かくれんぼの本体は、深刻な経験であり、陽気な活動つまり遊びは、むしろその影、模型であるといった転倒した議論におちいることになる」(西村『遊びの現象学』勁草書房, 1989 年, 85 頁)と非難し、藤田の論を「カイヨワをはじめとする従来の遊戯論」と同じ「遊びを実生活の経験や諸制度を純化した、そのひな型とみる、あの質的一元論である」(同前)と評価している。しかし、すでに指摘したように、藤

田の思想は両義性の哲学を踏まえており、悲惨さと明るさの両義として「遊戯」を把握していると解釈するべきである。むしろ「遊び＝陽気さ」という「一元論」に囚われているのは西村の方であって、美学の伝統である、存在の認識や行為の倫理を超えた世界に、美的な「パトスの関係」（同前，34頁）を設定する枠組みから抜け出しているとはいえない。むしろそうではなく、藤田が経験というものを「人と物（或は事態）との相互的な交渉」（藤田，前掲書，29頁）と規定し、物からの「抵抗」や「拒否」と出会い、この相互交渉の過程の結果として「人と物との或る確かな関係が形となって実現する」というとき、物という実在の「恣意」を超えた存在が前提にされている。これを藤田は「社会的経験」（同前，30頁）と呼ぶ。これにたいして西村は遊戯を「本来の、あの快活さやはずみやたのしみ」にあるとして、「遊びの本体は、まぎれもなく、はしゃぎ回っている陽気な活動にある」（西村，前掲書，86頁）と主張しているに過ぎない。存在の重さ深刻さから「浮遊」し揺れ動くのが遊びなのだであろう。遊戯空間としての干潟の存在が消失しようとしている危機的な状況において、西村の議論の遊戯性は皮肉にも深刻だというべきではないだろうか。

33) 藤田，前掲書，38頁。

34) ベンヤミン「カフカについての手紙」1938年6月12日付，ショーレム宛，浅井健二郎編訳『批評の瞬間』ベンヤミン・コレクション4，ちくま学芸文庫，2007年，437頁。また別の論考「複製技術時代の芸術作品 [第2稿]」で述べた「自然と人類との共演 [共同遊戯 mitspielen]」（浅井編訳『近代の意味』ベンヤミン・コレクション1，ちくま学芸文庫，1995年，598頁）という言葉は非常に示唆的である。

35) 岸由二『自然へのまなざし』紀伊國屋書店，1996年，51頁。

36) 同前，52頁。

37) 同前，53頁。

38) 近畿大学民俗学研究所編『民俗文化』第2号，1990年，268頁。

39) 同前。

40) 同前，286頁。

41) 同前，291頁。